

自殺対策基本法（概要）

自殺対策基本法の概要

●目的（第1条）

自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

●基本理念（第2条）

- ① 個人的な問題としてのみとらえるべきものではなく、背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施
- ② 自殺の実態に即して実施
- ③ 事前予防、危機への対応及び事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施
- ④ 関係する者の相互の密接な連携の下に実施

●市町村計画の策定（第13条）

市町村の区域内における自殺対策についての計画を策定すること。

自殺対策基本法の一部改正について

令和7年6月5日の衆議院本会議で自殺対策基本法の改正案が可決され、約10年ぶりに改正されました。改正の要旨としては、近年、増加傾向が続き、喫緊の課題となっているこどもの自殺について、社会全体で対策を進めていくことを目指すものです。

- 第2条（基本理念）に、こどもが心身の状況や環境にかかわらず権利利益が擁護され、将来にわたり健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体で取り組むべき旨（第7項）を追加。
- 第3条（国の責務）に、こどもの自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が、関係行政機関と緊密に連携協力し、それぞれの所掌施策を推進する責務（第2項）を明記。

また、具体的にこどもの自殺対策を進めていくため、

- 第5条において、こどもの自殺防止に取り組む学校の責務を明示。
 - 第17条第3項において、心の健康保持のための健康診断や保健指導等の措置、精神保健に関する知識向上への取組を規定。
 - 第23条から第25条において、地方自治体が自殺防止や自殺未遂者支援を推進するため、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署、民間団体等で構成する「協議会」を設置できる旨を規定（構成員には守秘義務を課す）。
-

このほか、デジタル技術やAIの適切な活用、SNS等インターネット上の情報が及ぼす影響への配慮を促す取組の推進を明記。